

【参考23】各分野の相談員について

	消費生活相談員	交通事故相談員	家庭(児童)相談員	婦人相談員	母子自立支援員	身体障害者相談員	知的障害者相談員
主たる勤務場所	都道府県、市町村の消費生活センター、消費生活相談窓口	都道府県、政令市(市町村)の交通安全担当部署	福祉事務所等に設置される家庭児童相談室、市町村の担当部署等	都道府県に設置される婦人相談所、市町村の福祉事務所等	福祉事務所、担当部署	決まった勤務場所はなく、自宅を拠点として活動。	決まった勤務場所はなく、自宅を拠点として活動。
人数	2,800名 (H21年4月1日時点)	279名 (H20年度末時点 都道府県・政令市のみ)	不明	1,074名 (H22年4月1日時点)	不明	不明	不明
法的位置付け	消費者安全法第10条第1項第1号及び第2号、第11条	なし	なし	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4条及び売春防止法第35条	母子及び寡婦福祉法第8条	身体障害者福祉法第12条の3	知的障害者福祉法第15条の2
身分に関する規定	なし 大半が非常勤職員	なし 大半が非常勤職員	なし	非常勤 (売春防止法第35条第4項)	非常勤。ただし、社会福祉法第19条第1項各号に掲げる者又は児童福祉法第13条第2項第5号に掲げる者は常勤とすることができる (母子及び寡婦福祉法第8条第3項)	委託	委託
報酬	【参考6】「各分野の相談員の報酬比較について」参照					ボランティア (一部、謝金が支払われているところもある)	ボランティア (一部、謝金が支払われているところもある)
資格制度	消費生活専門相談員 消費生活アドバイザー 消費生活コンサルタント	なし	なし	なし	なし	なし	なし
備考		都道府県、政令市の交通事故相談所数は162箇所 (平成20年度末時点)					

【参考 24】 消費生活相談に関する 3つの資格について

	消費生活専門相談員	消費生活アドバイザー	消費生活コンサルタント
目的	国民生活センター及び各地の消費生活センターで消費者相談に携わる相談員の能力、資質の向上等を図る。 独立行政法人国民生活センター理事長認定事業。	消費者と企業の架け橋として消費者相談業務において適切なアドバイスを行い、消費者の意向を企業経営に反映あるいは行政への提供ができる人材の養成を目的とする。内閣総理大臣及び経済産業大臣認定事業。	消費生活のあり方を考えていく上で必要な専門的知識を修得し、各方面での地域リーダーと消費者問題の専門家を養成する。 (財)日本消費者協会認定事業。
実施機関	(独)国民生活センター	(財)日本産業協会	(財)日本消費者協会
位置付け	国民生活センター理事長認定	(財)日本産業協会認定	(財)日本消費者協会 (養成講座修了者に称号を付与)
関連団体	全国消費生活相談員協会	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)
資格者数	4,348名(平成22年1月)	10,895名(平成22年7月)	2,665名(平成22年7月)
試験開始(講座開設)時期	平成3年(1991年)試験開始	昭和55年(1980年)試験開始	昭和37年(1962年)講座開設
受験・受講資格	制限なし	制限なし	消費生活に関心を持ち、現在活動を行っているか、または今後活動を目指す一般消費者。 ※事前課題論文(400字)による書類選考を行い、書類選考後面接によって受講許可の取得が必要。
資格取得方法	【一次試験】 ・筆記試験(○×式筆記試験) ・論文試験(1200字/120分 2問から1問回答) 【二次試験】 ・面接試験 (出題範囲についての学識及び消費生活専門相談員として業務を遂行するための適性の有無を判定)	【一次試験】 ・筆記試験(記号選択問題) 【二次試験】 ・論文試験(800字/60分 8問から2問回答) ・面接試験 (個人面接形式で志望動機、資格活用の展望等を中心に問い、適正の有無を判定) ・実務研修(1週間:経験のない者)	・講座受講(7週間) (昼間コース、夜間コース) 座学 実務・実習 修了論文(作成・発表)

出題・学習範囲 (一次試験)	<p>・別紙参照</p> <p>(独) 国民生活センター研修部資格制度事務局より</p> <p>※消費生活専門相談員資格認定試験の出題範囲(平成22年度)</p>	<p>・別紙参照</p> <p>(財)日本産業協会 HPより</p> <p>※消費生活アドバイザーの出題範囲(平成22年度)</p>	<p>・別紙参照</p> <p>(財)日本消費者協会 HPより</p> <p>※消費生活コンサルタント養成講座 カリキュラム例(平成22年度実施予定講座)</p>
受験・受講料	11,080円 (この他認定証に1,800円)	12,600円 (この他資格認定に10,500円)	84,000円 (企業派遣の場合130,000円)
更新の有無	有(5年)	有(5年)	なし
更新費用	3,500円	10,500円	なし
更新内容	<p>【更新受講免除対象】</p> <p>① 国、地方公共団体または独立行政法人等それに準ずる機関で消費生活相談員として現に勤務している者で、所属長等が勤務実績を証明したとき。</p> <p>② 国、地方公共団体または独立行政法人等それに準ずる機関で直近の5年間のうち250日以上消費生活相談員として勤務していた者で、所属していた機関の所属長等が勤務実績を証明したとき。</p> <p>【更新受講者】</p> <p>①または②以外の者は資格更新講座を150分以上受講する必要がある。(受講料無料)</p> <p>【講座形式】</p> <p>① 国セン研修部資格制度事務局が東京・大阪で行う講座</p> <p>② 国センが行う消費生活相談員養成講座の中で行う講座(国セン東京事務所で開催)</p> <p>③ 国センと全相協が共催で行う講座(全国各地で開催)</p> <p>【講座内容】</p> <p>講座の内容は各年度に資格制度事務局で検討して決定。</p>	<p>【更新受講者】</p> <p>5年間に4つ以上の更新講座を受講する必要がある。 (1講座約90分、1講座2,700円)</p> <p>【講座形式】</p> <p>① 会場に向いて講義を聴く講座(定員あり)</p> <p>② 自宅で聴講できるeラーニング講座(定員なし)</p> <p>【講義内容】</p> <p>法律、経済、経営、環境、福祉、消費者問題、独占禁止法、食生活など。</p>	なし

資格取得試験範囲及び講座学習範囲

分野	消費生活専門相談員	消費生活アドバイザー	消費生活コンサルタント
1. 消費者問題に係わる知識	①消費者の歴史	①消費者問題発生の社会・経済的背景と最近の消費者問題 ②わが国及び欧米の消費者活動の歴史と現状 ③企業の社会的責任と消費者対応 ④商品テストの意義と活用方法及び消費者教育(学校・企業・行政)	①消費者運動の歴史・活動の意義 ②消費者教育の歴史とこれからの消費者教育
2. 消費者行政に係わる知識	①国における消費者政策 ②行政における相談の役割	①消費者行政の歴史 ②国(各省庁)及び地方自治体の消費者行政の役割、内容、しくみ ③国際機関による消費者保護等の動向	①国における消費者行政の概要 ②地方自治体における消費生活センターの役割
3. 消費者問題に係わる法律知識	①相談対応に必要な法律の基礎概念 ②相談対応に必要な民法の知識 ③普通契約約款に関わる法律知識 ④訴訟・調停の手続きに関わる知識 ⑤特定商取引法 ⑥割賦販売法 ⑦消費者契約法 ⑧多重債務 ⑨個人情報保護法 ⑩製造物責任法 ⑪独占禁止法・景品表示法 ⑫金融・保険 ⑬情報通信サービス	①消費者基本法及び契約の適正化、安全性の確保、品質・表示・計量の適正化に関する法令の目的と内容 ②公正・自由な競争の確保に関連する法令の目的と内容及び消費者紛争処理手続きに関する諸制度 ③生活環境の保全とリサイクルに関連する法令の目的と内容	①消費者基本法と消費者契約法の概要 ②団体訴権について ③特定商取引法の概要 ④割賦販売法の概要 ⑤貸金業法 ⑥金融商品販売法・金融商品取引法 ⑦製品安全と法制度 ⑧電子商取引の関連法 ⑨食の安全と法制度 ⑩個人情報保護法について ⑪医薬品・薬事法について ⑫民法(消費者相談の対応に必要な知識) ⑬消費者被害の救済(特定商取引法) ⑭消費者被害の救済(割賦販売法) ⑮景品表示法と消費者 ⑯金融商品トラブルと消費者保護 ⑰金融・保険に関する相談知識 ⑱環境問題・政策と消費者の役割

			⑱訴訟と調停の知識
4. 消費生活に係わる経済知識	①経済の仕組みと消費生活－価格と流通 ②環境問題と消費生活 ③金融経済と消費生活－金融の基礎知識	①我が国経済の発展及び活動の特徴 ②我が国の財政及び資本・金融市場の特徴と問題点 ③景気変動、物価変動の原因と種類及び対策 ④国際貿易、国際収支及び外国為替相場のしくみ ⑤需要と供給のしくみ、産業構造の変化、市場経済のメカニズム ⑥企業の役割、経営原理、経営改革及びコミュニケーション ⑦経営分析の手法及び企業経営の課題と対応 ⑧市場の変化とマーケティング活動及び消費者行動 ⑨家族形態の多様化や国民経済と家計の関係 ⑩家計の収支構造の変化と資金計画 ⑪今後の社会構造の変化と生活設計のあり方 ⑫家計に関する税と社会保障費の負担 ⑬調査及び調査結果分析の方法 ⑭経済統計の考え方と特性、種類 ⑮主たる経済統計の概要 ⑯経済統計と景気の見方及び国民経済計算のしくみ ⑰エネルギー利用の歴史とエネルギー需給の現状 ⑱廃棄物処理とリサイクル問題、化学物質の環境問題 ⑲地球温暖化問題への対応と省エネルギーの現状と対策	—
5. 消費生活上の商品・サービスに係わる知識	①衣料品・クリーニング ②化学物質等 ③食品 ④住宅の契約 ⑤消費生活用製品安全法 ⑥旅行	①医療制度の変遷と現状及び問題点 ②医薬品の安全確保のための法的しくみ ③社会保障制度の現状と課題 ④社会保険の現状と課題 ⑤社会福祉制度の発展過程と制度の概要及び公的扶助制度 ⑥介護保険制度の目的としくみ ⑦日本人の余暇環境 ⑧高齢者を含めた余暇活動への参加動向と地域社会との関係強化 ⑨余暇産業の変化と新たな余暇活動への動き等 ⑩衣料品の材質、品質、性能、管理方法	①製品事故に関する対応 ②繊維製品クリーニングトラブルと対応 ③旅行トラブルと旅行業約款 ④広告の見方 ⑤住宅の契約に関する対応 ⑥業界団体の消費者対応 ⑦保険のシステム(生命保険) ⑧保険のシステム(損害保険) ⑨消費生活相談と相談員の心構え ⑩苦情相談事例の研究

		<ul style="list-style-type: none"> ⑪衣料品の生産・流通及び表示 ⑫衣料品の資源・環境問題 ⑬栄養素・食品成分の概要と健康との関係 ⑭食品需給と輸入食品及び食生活の変化 ⑮食品の衛生・安全性と表示問題 ⑯住宅の計画・取得・管理方法のあり方 ⑰住宅の構造とその特徴及び建築材料の種類と性質 ⑱室内環境と住宅設備及び今後の住宅のあり方 ⑲商品・サービスの特質 ⑳主要商品・サービスの品質と安全性 ㉑製造物責任と被害者救済制度 ㉒広告の役割とあり方 ㉓広告規制と監視の枠組み ㉔表示の役割とあり方及びその法的しくみ ㉕暮らしにおける電子情報化 ㉖電子情報社会を支える技術、ルール及びセキュリティ対策等 ㉗暮らしにおける電子情報化の今後の展開と問題点 	
--	--	---	--

地方公務員の任期付採用制度について

地方公共団体は、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)の規定に基づき、条例で定めるところにより、任期付職員の採用を行うことができる。

任期付職員法

高度の専門性を備えた民間人材の活用等の観点から、専門的知識経験等を有する者等の採用を行う特例法

区分	要件	採用方法	任期
1 任期付職員 (専門的知識等) 《3条》	① 高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要 ② 専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要	選考	5年以内
2 任期付職員 (業務量との関係) 《4条》	① 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事 ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事	競争試験又は選考	3年以内 (特に必要な場合は5年以内)
3 任期付短時間勤務職員 《5条》	① 2の①②の場合 ② 住民に対するサービスの提供体制の充実 ③ 部分休業を取得する職員の業務の代替	同上	同上

(注) 網掛け部分は平成16年の改正によって追加された部分

※ なお、「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」(平成12年法律第51号)により、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員の任期を定めた採用を行うことが可能。

任期付職員関係条文

○ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 (平成十四年五月二十九日法律第四十八号) (抄)

第四条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。

- 一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- 二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第五条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認(第二号にあっては、承認その他の処分)を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による承認

二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十一条第七項の規定により読み替えて準用する同条第三項から第五項までの規定を最低基準として定める条例の規定による承認その他の処分

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第十九条第一項の規定による承認

(任期)

第六條 第三條第一項又は第二項の規定により採用される職員の任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。

2 第四條又は前條の規定により採用される職員又は短時間勤務職員の任期は、三年（特に三年を超える任期を定める必要がある場合として条例で定める場合にあつては、五年。次條第二項において同じ。）を超えない範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により任期を定めて職員又は短時間勤務職員を採用する場合には、当該職員又は短時間勤務職員にその任期を明示しなければならない。

任期付採用制度の運用状況について

※平成20年4月1日現在

表1 任期付職員の採用区分別・団体区分別採用状況

「採用数」上段:採用数(人)
「採用数」下段:採用団体数

	採用団体数		採用数												
			3条						4条			5条			
			1項	2項	1号			1項	2項	1項	2項	3項			
					1号	2号	3号								
都道府県	40	85.1%	282 (40)	42 (17)	157 (37)	125 (31)	21 (10)	11 (5)	78 (6)	48 (5)	30 (1)	5 (1)	5 (1)	0 (0)	0 (0)
政令指定都市	10	58.8%	156 (10)	19 (4)	14 (7)	12 (5)	0 (0)	2 (2)	41 (3)	41 (3)	0 (0)	82 (1)	82 (1)	0 (0)	0 (0)
市区町村	144	8.0%	2,050 (144)	38 (26)	179 (82)	131 (61)	21 (13)	27 (14)	357 (40)	323 (36)	34 (6)	1,476 (27)	193 (21)	1,281 (14)	2 (1)
計	194	10.4%	2,488 (194)	99 (47)	350 (126)	268 (97)	42 (23)	40 (21)	476 (49)	412 (44)	64 (7)	1,563 (29)	280 (23)	1,281 (14)	2 (1)

- (注) 1. 「採用団体数」は、調査時点において現に任期付職員を任用している団体数であり、採用区分ごとの内訳を「採用数」らんの下段に()で示した。[例えば、都道府県の特定任期付職員については、17団体で計42人を採用していることを示す。]
 2. 「採用実施率」は、調査対象の全団体数(都道府県47、政令指定都市17、市区町村1,794、計1,858)に対する割合である。

表2 任期付職員の採用区分別・任期別採用状況

区分	採用数 (人)												
	3条						4条			5条			
	1項	2項	1号			1項	2項	1項	2項	3項			
			1号	2号	3号								
1年以内	371	7	17	12	0	5	104	67	37	243	130	113	0
1年超～2年以内	205	24	48	27	7	14	64	62	2	69	8	61	0
2年超～3年以内	1,793	39	203	162	26	15	305	280	25	1,246	140	1,104	2
3年超～4年以内	29	10	18	14	3	1	1	1	0	0	0	0	0
4年超～5年以内	90	19	64	53	6	5	2	2	0	5	2	3	0
計	2,488	99	350	268	42	40	476	412	64	1,563	280	1,281	2

表3 任期付短時間勤務職員の採用区分別・勤務時間別採用状況

区分	採用数(人)			
	5条	1項	2項	3項
8時間以内	0	0	0	0
8時間超～16時間以内	192	1	191	0
16時間超～24時間以内	62	13	49	0
24時間超～32時間以内	1,309	266	1,041	2
計	1,563	280	1,281	2

表4 任期付職員の主な採用事例

【4条任期付職員】

区分	採用した職員の業務	採用事由となった業務
徴税等関係	4条1項1号 市税徴収業務	-
	4条1項1号 各種保険料等未収金対策業務	-
	4条1項1号 国民健康保険料納付推進業務	-
	4条1項2号 一般事務(市税等徴収業務)	-
	4条1項2号 徴収業務職員	-
医療関係	4条1項1号 医師業務	-
	4条1項1号 保健師	-
	4条1項1号 県立病院薬剤師	-
	4条1項1号 県立病院診療放射線技師	-
	4条1項2号 看護師	-
	4条1項2号 メディカルソーシャルワーカー	-
	4条1項2号 精神保健福祉士	-
	4条1項2号 助産師	-
	4条1項2号 臨床検査技師	-
	4条1項2号 保健師・特定保健検診を中心とした保健業務	-
	4条1項2号 公立病院准看護師	-
福祉関係	4条1項1号 保育士	-
	4条1項1号 介護福祉士	-
	4条1項1号 福祉指導員	-
	4条1項1号 福祉施策に関する業務	-
	4条1項1号 介護支援専門員	-
	4条1項1号 保育調理業務員	-
	4条1項1号 介護保険業務	-
	4条1項2号 母子自立支援員	-
	4条1項2号 一般事務(介護保険業務)	-
	4条1項2号 一般事務(障害者自立支援法関連)	-
	4条2項 一般事務	介護保険滞納整理対策
	4条2項 一般事務	障害者自立支援法関連
	教育関係	4条1項1号 小中学校教諭
4条1項1号 給食調理員		-
4条1項1号 幼稚園教諭		-
4条1項1号 学校における栄養指導業務		-
4条1項1号 高等学校実習船給員		-
4条1項2号 幼稚園教諭		-
4条1項2号 給食調理員		-
4条2項 学校栄養職員		小中学校の統廃合
4条2項 学校事務職員		県立学校再編
4条2項 用務員		-
4条2項 学校教員(町単独加配教員)		-
その他		4条1項1号 情報化施策に関する業務
	4条1項1号 一般事務	-
	4条1項1号 調理師	-
	4条1項1号 団体開催準備及び運営業務	-
	4条1項1号 まちづくり事業執行業務	-
	4条1項1号 マラソン事務局従事職員	-
	4条1項1号 土地区画整理事業に関する業務(測量設計)	-
	4条1項1号 土地区画整理事業に関する業務(移転機償)	-
	4条1項1号 総務部担当部長(合併協議会事務局長)	-
	4条1項1号 専門員・発掘調査業務	-
	4条1項1号 公共施設等建設	-
	4条1項1号 村誌編集業務	-
	4条1項2号 文化財主事(埋蔵文化財の発掘調査)	-
	4条1項2号 手話通訳士	-
	4条2項 一般事務	協働のまちづくり
	4条2項 一般事務	国民保護計画策定業務
	4条2項 一般事務	地籍調査業務
	4条2項 一般事務・窓口事務	図書館の管理運営業務

【5条任期付短時間勤務職員】

職名	職区分	採用した職の業務
徴税関係	5条1項	徴税業務
	5条1項	収納課における滞納市税の解消業務
医療関係	5条1項	医師
	5条1項	看護師
	5条1項	健康生活コーディネーター
	5条1項	国民健康保険推進員
	5条1項	診療報酬明細書点検員
	5条1項	接診委託に関する業務
	5条2項	医師
	5条2項	保健師
	5条2項	看護師
	5条2項	歯科衛生士
	5条2項	作業療法士
	5条2項	保険専門職員(国民健康保険・介護保険事務)
	5条2項	薬剤師
	5条2項	医療事務専門職員
	5条2項	後期高齢者医療制度従事職員
	5条2項	国民健康保険課における窓口相談業務及び窓口案内業務
	福祉関係	5条1項
5条1項		生活保護世帯の自立支援推進に関する業務
5条1項		障害者自立支援法の施行に関する業務
5条1項		社会福祉主事(ケースワーカー)
5条1項		健康生活コーディネーター
5条1項		親子教室母子指導員
5条1項		肢体不自由児介助員
5条1項		介護支援専門員
5条1項		介護認定審査会従事職員
5条1項		障害認定審査会従事職員
5条1項		親子教室母子指導員
5条2項		保育士
5条2項		保育補助
5条2項		延長保育従事員
5条2項		障害のある児童の介助業務(学童クラブ)
5条2項		障害のある幼児・児童・生徒への介助業務
5条2項		放課後こどもクラブ(学童保育)指導員
5条2項		留守家庭児童会室指導員
5条2項		心理判定員
教育関係	5条1項	学校園宿日直代行員
	5条1項	給食調理員
	5条1項	学校給食センター従事職員
	5条2項	留守家庭児童会指導員
	5条2項	学校図書館専任職員(小中学校図書館管理運営業務)
	5条2項	教育支援センター指導員
その他	5条1項	課題解決のための一時的な業務増
	5条1項	学芸員
	5条1項	一般事務
	5条1項	司書
	5条1項	住居表示整備事業に関する業務
	5条1項	市民課サービスコーナー従事員
	5条1項	家庭ゴミ収集業務
	5条1項	市営住宅維持管理員
	5条1項	市民球場管理員
	5条1項	浄水場従事職員
	5条1項	南部防災拠点管理員
	5条1項	農業技術課長補佐職
	5条1項	コンプライアンス担当専門監
	5条1項	イベント開催準備業務
	5条2項	教育相談員
	5条2項	税証明発行業務
	5条2項	地籍調査業務
	5条2項	一般事務
	5条2項	清掃業務
	5条2項	事務職員(窓口業務)
	5条2項	市民課サービスセンター従事員
	5条2項	司書
	5条2項	スポーツ指導員
	5条2項	市民課業務従事職員
	5条2項	市民課等における1階707-の窓口案内業務
	5条2項	住民窓口業務

【参考26】 地方交付税の積算における消費者行政に係る基準財政需要の推移

	標準団体行政経費積算			
	県		市町村	
	地域振興費		地域振興費	
	千円	前年度比	千円	前年度比
昭和42年度 1967	1,214		0	
昭和43年度 1968	不明			
昭和44年度 1969	3,159		302	
昭和45年度 1970	5,360	69.7%	361	19.5%
昭和46年度 1971	7,305	36.3%	793	119.7%
昭和47年度 1972	10,400	42.4%	1,163	46.7%
昭和48年度 1973	12,500	20.2%	1,463	25.8%
昭和49年度 1974	18,068	44.5%	2,398	63.9%
昭和50年度 1975	20,871	15.5%	3,245	35.3%
昭和51年度 1976	23,755	13.8%	3,993	23.1%
昭和52年度 1977	25,017	5.3%	4,010	0.4%
昭和53年度 1978	27,231	8.8%	4,285	6.9%
昭和54年度 1979	29,698	9.1%	4,491	4.8%
昭和55年度 1980	31,383	5.7%	4,728	5.3%
昭和56年度 1981	32,540	3.7%	4,922	4.1%
昭和57年度 1982	32,376	-0.5%	5,158	4.8%
昭和58年度 1983	31,900	-1.5%	5,158	0.0%
昭和59年度 1984	31,913	0.0%	5,218	1.2%
昭和60年度 1985	31,996	0.3%	5,285	1.3%
昭和61年度 1986	32,092	0.3%	5,410	2.4%
昭和62年度 1987	32,139	0.1%	5,476	1.2%
昭和63年度 1988	32,274	0.4%	5,544	1.2%
平成元年度 1989	34,161	5.8%	5,894	6.3%
平成2年度 1990	33,501	-1.9%	5,918	0.4%
平成3年度 1991	35,010	4.5%	6,171	4.3%
平成4年度 1992	35,584	1.6%	6,508	5.5%
平成5年度 1993	36,539	2.7%	6,584	1.2%
平成6年度 1994	38,045	4.1%	6,823	3.6%
平成7年度 1995	40,817	7.3%	7,153	4.8%
平成8年度 1996	40,982	0.4%	7,262	1.5%
平成9年度 1997	41,463	1.2%	7,389	1.7%
平成10年度 1998	41,509	0.1%	7,467	1.1%
平成11年度 1999	39,451	-5.0%	6,770	-9.3%
平成12年度 2000	39,420	-0.1%	6,791	0.3%
平成13年度 2001	39,212	-0.5%	6,794	0.0%
平成14年度 2002	36,797	-6.2%	6,583	-3.1%
平成15年度 2003	36,455	-0.9%	6,557	-0.4%
平成16年度 2004	36,335	-0.3%	6,545	-0.2%
平成17年度 2005	33,916	-6.7%	6,265	-4.3%
平成18年度 2006	33,991	0.2%	5,867	-6.4%
平成19年度 2007	32,000	-5.9%	6,000	2.3%
平成20年度 2008	30,000	-6.3%	5,000	-16.7%
平成21年度 2009	68,995	130.0%	10,836	116.7%